

		附 則 (平成六年六月二十四日政令第一七)	附 則 (平成二年三月二九日政令第一一)
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び次項の規定は、平成六年四月一日から適用する。	1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
2	平成六年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	2 平成十二年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	2 平成十八年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。
	(施行期日等) 附 則 (平成八年五月一日政令第一四〇号) 抄	(施行期日等) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇号) 抄	(施行期日) 附 則 (平成二年四月一日政令第一〇号) 抄
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
2	平成八年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	2 平成十一年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。	2 平成二十二年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。
	(施行期日等) 附 則 (平成九年四月一日政令第一四六号)	(施行期日等) 附 則 (平成一四年四月一日政令第一四七号)	(施行期日) 附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二八号)
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び次項の規定は、平成九年四月一日から適用する。	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
2	(経過措置) 平成九年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 平成十四年三月三十一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに医薬品副作用被害救済・研究振興調査機関法による葬祭料の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 平成二十六年三月三一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。
	(施行期日等) 附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四七号)	(施行期日等) 附 則 (平成一四年四月一日政令第一四八号)	(施行期日) 附 則 (令和三年三月三一日政令第一二九号)
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び次項の規定は、平成十年四月一日から適用する。	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、令和三年三月三一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。
2	(経過措置) 平成十年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 平成十四年三月三十一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに医薬品副作用被害救済・研究振興調査機関法による葬祭料の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 令和六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。
	(施行期日等) 附 則 (平成一一一年三月二十五日政令第五三号)	(施行期日等) 附 則 (平成一六年四月一日政令第一四四号)	(施行期日) 附 則 (令和三年三月三一日政令第一二九号)
1	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。	1 この政令は、令和三年三月三一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。
2	(経過措置) 平成十一年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 平成十六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額並びに同月以前の月分の戦傷病者特別援護法による療養手当の額については、なお従前の例による。	(経過措置) 令和元年九月三十日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額並びに同月以前の月分の同法による療養手当の額については、なお従前の例による。
	(施行期日) 附 則 (平成一一一年一二月八日政令第三九三号) 抄	(施行期日) 附 則 (令和三年三月三一日政令第九二号)	(施行期日) 附 則 (令和六年三月三一日政令第一二九号)
1	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。		
	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。		
四〇号)			